

2019年度 法科大学院

第3期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(論文式)

試験時間合計 80分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

原告が解約申入れによる賃貸借契約終了に基づく建物明渡請求訴訟を提起した場合、裁判所は、一定金額の立退料の支払と引き換えに建物明渡しを命じる判決をすることができるか。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑事訴訟法]

設問 次の1並びに2(1)及び(2)に答えよ。

1 裁判員の参加する刑事裁判（以下「裁判員裁判」という。）の訴訟手続は、裁判員裁判制度導入以前に行われていた、裁判員裁判によらない刑事裁判（以下「非裁判員裁判」という。）の訴訟手続とは種々の点で相違したものとなっている。両者の相違点（複数回答可）について、その内容をなるべく具体的に説明しなさい。

なお、この相違点とは、裁判員裁判で行われているが、非裁判員裁判では全く行われない手続というような厳密な意味における相違点でなくともよく、例えば、裁判員裁判では採用されているが、多くの非裁判員裁判では採用されないか、又は、採用される機会の少ないものを含む、実質的な相違点と言えるものであればよい。

2(1) あなたが1で挙げた相違点は、それぞれ、どのような目的のために導入された手続かをまず論じなさい。

(2) その上で、裁判員裁判の実態に照らし、その目的が達成されていると言えるかという観点を踏まえて、裁判員裁判制度を評価しなさい。